

エコマーク商品類型 No.131「土木製品 Version 1.4」認定基準の一部改定について

エコマーク商品類型 No.131「土木製品 Version 1.4」について、以下の改定案のとおり軽微な改定を行う。

改定案（下線部を追加、見消部を削除）

4．認定の基準

4-1．環境に関する基準

H．造園・緑化材

(36)製品は、表 4 に示す「再生材料」の合計質量が製品質量全体（植生シートなどの種子を除く）の 70%以上であること。ただし、コンクリートとその他の材料を組み合わせて使用した製品は、コンクリート部分を除いた製品質量に対する再生材料配合率が 70%以上であること。コンクリートのみで構成される製品、またはコンクリート部分は、表 5 に示す「再生材料」を基準配合率以上使用していること。使用する再生材料の組み合わせは、骨材のみの使用、または、セメントおよび混和材の使用のいずれかとする。

また、製品の使用目的が一定の期間で終了し、環境中に放置される可能性のある製品については、A 区分の再生材料のみを使用すること。

C 区分の再生材料を使用する場合は、原料の前処理または製品の製造工程において、建設汚泥リサイクル指針（平成 11 年 10 月（財）先端建設技術センター編著）に基づく高度安定処理、焼成または熔融固化されていること。

(37)目的物の施工時および使用時に、製品は重金属など有害物質の溶出がないこと。有害物質の溶出については、土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 2 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンの 6 種類とする。

(38)製品中の有害物質の含有について、土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 3 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、ヒ素、総水銀などに関する基準に適合すること。

(39)資源採取からリサイクルまでの各段階で必要となる新規資源の投入量、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量に配慮していること。

(40)認定基準 4-1-3.H . (37)、(38)に関する情報を提供できること。

(41)製品を包装する場合は、リサイクル容易性に配慮されていること。ただし、包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。包装資材などに金属を用いるものにあつては、廃棄時にリサイクルが容易であるように、分離・分別の設計がなされていること。

表4 造園・緑化材に使用できる再生材料（コンクリート部分を除く）

| 再生材料 | | | |
|---------------------|--------------------------------|---|-----------------|
| A区分 | 再・未利用木材 | | |
| | 廃植物繊維（わら、ヤシ、コケなど） | | |
| | 古紙 | | |
| B区分 | 対象「骨材」の基準C．(15)を満たす粗骨材 | | |
| | 対象「セメント」の基準D．(19)～(20)を満たすセメント | | |
| | 繊維 | 未利用繊維 | |
| | | リサイクル繊維 | 反毛繊維 |
| | | | ポリマーリサイクル繊維[50] |
| | | | ケミカルリサイクル繊維[50] |
| | 未利用布、リサイクル布 | | |
| | 鉱業・採石廃棄物類 | 採石および窯業廃土、珪砂水簸時の微小珪砂(キラ) | |
| | 金属工業廃棄物類 | 鉄鋼スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、銅スラグ、フェロニッケルスラグ、電気炉スラグ | |
| | その他の産業型廃棄物類 | 石炭灰、再生プラスチック[50]、貝殻、再生ゴム、ガラスカレット、石膏(脱硫酸石膏を含む)、グラスウール、ロックウール | |
| 一般廃棄物および下水道汚泥の溶融固化物 | | | |
| C区分 | 生活・自然発生活泥類 | 上水道汚泥、湖沼などの汚泥 | |
| | 産業発生活泥類 | 製紙スラッジ、アルミスラッジ、メッキスラッジ、研磨スラッジ | |
| | 建設汚泥 | | |

注1)木質部の質量％は、気乾状態^{*1}または製品を20±2、湿度65%±5%で恒量^{*2}に達した時点での製品または各材料の質量比率を指す。

*1：通風のよい室内に7日間以上放置したものをいう。

*2：24時間毎の質量を測定し、その変化率が0.1%以下になったものをいう。

注2)再生プラスチックおよびリサイクル繊維は、再生ポリマとバージンポリマとの複合使用を認める。原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなるプラスチックおよび繊維の製品における質量割合が、表中の[]内の条件を満たすことによい。

表5 コンクリート部分に使用できる再生材料

| 再生材料の種類 | 基準配合率 |
|--|---|
| 対象「骨材」の基準C．(15)を満たす粗骨材 | 使用する粗骨材の50質量% ただし「溶融固化物骨材」については、 使用する細骨材の50質量% |
| 対象「セメント」の基準D．(19)～(20)を満たすセメントおよび対象「コンクリート混和材」の基準E．(24)を満たす混和材 | $\frac{\text{再生材料質量}}{\text{セメント質量} + \text{混和材質量}} \times 100 \geq 50$ |

I．道路標識・区画線

I-2．道路標識用材

(45)製品は、表6に示す「再生材料」の合計質量が製品質量全体の70%以上であること。ただし、コンクリートおよびプラスチックの合計質量が製品質量全体の50%以上となる製品は、再生材料の合計質量が製品全体質量の50%以上であること。且つ、各再生材料は表6に示す基準配合率を満たすこと。

表 6 道路標識用材に使用できる再生材料

| 再生材料 | 基準配合率(質量%) | |
|---|---|---------------------------------|
| 骨材 | 対象「骨材」の基準 C . (15)を満たす粗骨材/全粗骨材×100 50 ただし、溶融固化物骨材を用いるものは以下のとおりとする。 対象「骨材」の基準を満たす溶融固化物骨材/全細骨材×100 50 | |
| 対象「セメント」の基準 D . (19)～(20)を満たすセメントおよび対象「コンクリート混和材」の基準 E .(24)を満たす混和材 | 再生材料質量 セメント質量+混和材質量 ×100 50 | |
| セメント | 対象「セメント」の基準 D . (19)～(20)を満たすセメント/全セメント×100 50 | |
| 再生プラスチック | 道路紙 | 再生プラスチック/全プラスチック×100=100 |
| | その他の道路標識用材 | 再生プラスチック/全プラスチック×100 70 [60] |
| ガラスカレット | ガラスカレット/全ガラス材料×100=100 | |
| 再・未利用木材 | (間伐材・小径材+廃木材+低位利用木材)/全木質材料×100=100 | |

注1) 木質部分の質量%は、気乾状態*¹または製品を 20±2、湿度 65%±5%で恒量*²に達した時点での製品または各材料の質量比率を指す。

*¹: 通風のよい室内に 7 日間以上放置したものをいう。

*²: 24 時間毎の質量を測定し、その変化率が 0.1%以下になったものをいう。

注 2)再生プラスチックは、再生ポリマとバージンポリマとの複合使用を認める。原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなるプラスチックのプラスチック部品における質量割合が、表中の [] 内の条件を満たすことよい。

- (46) 目的物の施工時および使用時に、製品は重金属など有害物質の溶出がないこと。
有害物質の溶出については、土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 2 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンの 6 種類とする。
- (47) 製品中の有害物質の含有について、土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 3 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、ヒ素、総水銀などに関する基準に適合すること。
- (48) 資源採取からリサイクルまでの各段階で必要となる新規資源の投入量、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量に配慮していること。
- (49) 材質が明確で、分離・分別の設計がなされていること。また、部品などの取り替えが容易であること。
- (50) 製品は、クロム、カドミウム、ヒ素を処方構成成分として添加していないこと。
- (51) 施工、使用、維持、管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルを有し、当該製品を使用する施工者および構造物の所有者に配付すること。なお、マニュアルには以下の内容についての記載があること。
- 再生材料の使用、施工時および使用・維持・管理時の製品中の有害物質に関する情報（詳細については、問い合わせも可であることを明記する）
 - 構造物の施工、使用、維持、管理に関する製品情報
 - 仕様と耐久性に関する製品情報
 - 構造物の解体、廃棄に関する製品情報

- e. 製品のリサイクルに関する情報
 - f. マニュアルの保存（構造物の解体、廃棄、製品のリサイクルまでマニュアルの保存）
- (52)製品の包装は、リサイクル容易性に配慮されていること。包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

J. 仮設材

- (58)製品は、表 7 に示す「再生材料」の配合率が製品質量全体の 70%以上であること。
ただし、コンクリートおよびプラスチックの合計質量が製品質量全体の 50%以上となる製品は、再生材料の合計質量が製品全体質量の 50%以上であること。
 プラスチック型枠は、再生プラスチックの配合率が製品質量全体の 50%以上（原料ポリマとしてポストコンシューマ材料を使用した製品では 25%以上）であること。
 仮設道路用マットおよび道路用マットのうち再生ゴムを主材料とする製品は、再生材料の配合率が製品質量全体の 20%以上であること。
 且つ、各再生材料は表 7 に示す基準配合率を満たすこと。

表 7 仮設材に使用できる再生材料

| 再生材料 | 基準配合率(重量%) |
|---|---|
| 骨材 | 対象「骨材」の基準 C.(15)を満たす粗骨材/全粗骨材×100 50 ただし、溶融固化物骨材を用いるものは以下のとおりとする。 対象「骨材」の基準を満たす溶融固化物骨材/全細骨材×100 50 |
| 対象「セメント」の基準 D . (19)～(20)を満たすセメントおよび対象「コンクリート混和材」の基準 E .(24)を満たす混和材 | $\frac{\text{再生材料質量}}{\text{セメント質量} + \text{混和材質量}} \times 100 = 50$ |
| セメント | 対象「セメント」の基準 D.(19)～(20)を満たすセメント/全セメント×100 50 |
| 再生プラスチック | 再生プラスチック/全プラスチック×100 50[25] |
| ガラスカレット | ガラスカレット/全ガラス材料×100=100 |
| 再・未利用木材 | (間伐材・小径材+廃木材+低位利用木材)/全木質材料×100=100 |
| 古紙パルプ | 古紙パルプ/パルプ×100=100 [古紙パルプ/パルプ×100 95 剥離剤を使用しない型枠の配合率] |
| 再生ゴム | 再生ゴム/全ゴム×100=100[50] |

注1) 木質部分の質量%は、気乾状態*1または製品を 20±2 、湿度 65%±5%で恒量*2に達した時点での製品または各材料の質量比率を指す。

*1：通風のよい室内に 7 日間以上放置したものをいう。

*2：24 時間毎の質量を測定し、その変化率が 0.1%以下になったものをいう。

注2) 再生プラスチックは、再生ポリマとバージンポリマとの複合使用を認める。原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなるプラスチックの質量割合が、表中の [] 内の条件を満たすことよ。

注3) 再生ゴムは、原料ゴムとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなる再生ゴムの質量割合が、表中の [] 内の条件を満たすことよ。

- (59)目的物の施工時および使用時に、製品は重金属など有害物質の溶出がないこと。
有害物質の溶出については、土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 2 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンの 6 種類とする。
- (60)製品中の有害物質の含有について、土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 3 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、ヒ素、総水銀などに関する基準に適合すること。
- (61)製品は、クロム、カドミウム、ヒ素を処方構成成分として添加していないこと。
- (62)使い捨て商品でないこと。
ただし、用語の定義に言う「使い捨て商品」であっても、使用後回収されリサイクルされるシステムが確立され、かつ実際にリサイクルされている場合には、この条項は適用しない。主な再生材料として、古紙標準品質規格表にいう雑誌、ダンボールおよび台紙地券からなる古紙パルプを配合した製品については、使用後回収され再資源化されるシステムが確立され、かつ実際に再資源化されている場合には、本項目を適用しない。
- (63)認定基準 4-1-3.(59)、(60)に関する情報を提供できること。

L. 上・下水道材

- (74)製品は、表 9 に示す「再生材料」の合計質量が製品質量全体の 70%以上であること。
且つ、各再生材料は表 9 に示す基準配合率を満たすこと。

表 9 上・下水道材に使用できる再生材料

| 再生材料 | 基準配合率(質量%) |
|--|---|
| 骨材 | 対象「骨材」の基準 C.(15)を満たす粗骨材/全粗骨材×100 50 ただし、溶融固化物骨材を用いるものは以下のとおりとする。 対象「骨材」の基準を満たす溶融固化物骨材/全細骨材×100 50 |
| 対象「セメント」の基準 D.(19)～(20)を満たすセメントおよび対象「コンクリート混和材」の基準 E.(24)を満たす混和材 | $\frac{\text{再生材料質量}}{\text{セメント質量} + \text{混和材質量}} \times 100$ 50 |
| セメント | 対象「セメント」の基準 D.(19)～(20)を満たすセメント/全セメント×100 50 |
| 再生硬質塩化ビニル | 再生硬質塩化ビニル/全硬質塩化ビニル×100 50 |
| 再生硬質塩化ビニル以外の再生プラスチック | 再生プラスチック/全プラスチック×100 70[60] |

注 1) プラスチックは、再生ポリマとバージンポリマとの複合使用を認める。原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなるプラスチックのプラスチック部品における質量割合が、表中の [] 内の条件を満たすことによい。

- (75)目的物の施工時および使用時に、製品は重金属など有害物質の溶出がないこと。
有害物質の溶出については、土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 2 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンの 6 種類とする。ただし、プラスチック製品は 4-1-2.材料に関する基

準 B.プラスチックを適用することとし、本項目を適用しない。

- (76) 製品中の有害物質の含有について、土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 3 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、ヒ素、総水銀などに関する基準に適合すること。ただし、プラスチック製品は 4-1-2.材料に関する基準 B.プラスチックを適用することとし、本項目を適用しない。
- (77) 資源採取からリサイクルまでの各段階で必要となる新規資源の投入量、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量に配慮していること。
- (78) 製品は、クロム、カドミウム、ヒ素を処方構成成分として添加していないこと。
- (79) 再生硬質塩化ビニル製品、再生プラスチック製品については、廃棄時にリサイクルのルートが確立しており、製品中プラスチック部分の 70%以上(ただし、本基準制定後、2 年間は 50%以上で可とする)が回収され、回収されたプラスチックの 60%以上がマテリアルリサイクルされることが確かであること。回収されたプラスチックの残りの部分については、エネルギー回収などの利用がなされること。
- (80) 認定基準 4-1-3.(75)、(76)に関する情報を提供できること。
- (81) 製品の包装は、リサイクル容易性に配慮されていること。ただし、包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

M. 橋梁・河川・港湾用材

- (82) 防げん材・ゴム製タラップについては、製品に使用する全ゴム中の再生ゴムの質量割合が 100%であること。
- (83) 不透過型鋼製砂防堰堤は、ダブルウォール型式(鋼矢板などを上下流面の壁材として使用し、壁材間をタイロッドなどで接続して堰堤とする)については、堰堤体積の 70%以上に対し現地で発生した土砂・礫を中詰材として利用できること。また、鋼製枠型式(形鋼を組み合わせて堰堤とする)については、堰堤体積の 70%以上に対し現地で発生した礫を中詰材として利用できること。ただし、鋼製枠型式において使用する中詰材については礫径 150mm 以上とし、さらに壁材にエキスパンドメタルなどを用いる鋼製枠型式は礫径 50mm 以上とする。
- (84) 透過型鋼製砂防堰堤は、土石流の発生時に土石流を捕捉する目的で設置される堰堤であって、常時は流水や砂礫を流下させ、河床低下や海浜後退を抑制するとともに、動植物の移動を妨げないこと。
- (85) 特殊型ふとんかごは、溶接金網や形鋼などの剛性の高い材料で構成されたふとんかごであること。港湾築堤マット、蛇かごおよび特殊型ふとんかごは、かご体積の 70%以上に対し、現採土砂・礫を中詰材として利用できること。
- (86) 防げん材・ゴム製タラップおよび港湾築堤マットにおいては、H.造園・緑化材表 4 および表 5 に示す「再生材料」の合計質量が製品質量全体の 70%以上であること。
- (87) 鋼矢板護岸緑化用植栽フィンは、鋼矢板護岸に取り付け可能で、多年草抽水植物

の育成基盤となる土壌を保持した緑化用植栽フィンで、耐震性、耐洗掘性、耐久性など、護岸に求められる構造的機能を損なうことなく、植物で鋼矢板面が覆い隠れるような景観上の配慮がなされており、護岸の植生が可能なこと。

(88) 漁礁は、製品全体から鋼材を除いた部分の質量に対して貝殻を 70%以上使用していること。また、使用した再生材料が、施設の破損などによって周辺海域に散乱しない構造となっていること。

(89) 漁礁からの重金属など有害物質の溶出は、土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 2 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンの 6 種類に対する基準を満たすこと。

N. その他資材

N - 9 . 地盤改良材

(108)製品は、石炭灰、石膏（脱硫石膏を含む）、地盤改良用製鋼スラグの配合率が製品質量全体の 60%以上であること。

(109) 製品中の有害物質の含有について、土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 3 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀などに関する基準に適合すること。

また、製品は、アスベストを含有しないこと。

建築物の解体に伴って廃棄された石膏ボードをリサイクルした製品は、アスベスト、ヒ素、カドミウムを含有していたと判明している製品を分別・除去すること。さらに、~~「基安化発 0622001 号（平成 17 年 6 月 22 日）建材中の石綿含有率の分析方法について」~~または「~~JIS A1481 建材製品中のアスベスト含有率測定方法~~」のいずれかの定性試験によって、~~アスベストの含有なしと判定されていること。~~なお、除外すべき具体的な廃石膏ボードは、「石膏ボード製品におけるアスベストの含有について」（社団法人 石膏ボード工業会）および「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」（建設副産物リサイクル広報推進会議）などを参照すること。

石膏ボード加工製品の製造工場や新築工事現場で廃棄された石膏ボードのみをリサイクルした製品は、再生材料にアスベストが含有されていないので、~~アスベスト~~の分析を行う必要はない。

4-2 . 品質に関する基準

M . 橋梁・河川・港湾用材

(139)品質については、日本工業規格、国土交通大臣認定、各地方自治体の定める規格、工業会規格またはこれに準ずる品質基準のある製品にあっては、該当規格に適合していること。それ以外の製品にあっては、日本工業規格などに測定方法が定められている項目について、類似する日本工業規格などの基準に適合していること。

(140)不透過型鋼製砂防堰堤および透過型鋼製砂防堰堤については、(財)砂防・地すべり技術センターの型式認定を受けていること。

(14)漁礁については、「漁港・漁場の施設の設計の手引き」に基づいて設計された製品であり、漁礁としての安全性、耐久性、機能性、経済性などが確認された製品であること。

5. 認定基準への適合の証明方法

各基準への適合を証明する資料を、申込者の有印文書として提出すること。

5-1.環境に関する基準の証明方法

M. 橋梁・河川・港湾用材

(74)認定基準 4-1-3.(82)については、エコマーク商品認定・使用申込書に全ゴム中の再生ゴムの質量割合を記載し、原料事業者などの発行する原料および前処理証明書を添付すること。

(75)認定基準 4-1-3.(83)については、以下の項目について証明すること。

- a. 寸法形状、材質など、製品仕様について具体的に記載した資料を提出すること。
- b. 施工方法について、具体的に記載した資料を提出すること。また、施工方法が複数ある場合は、各々について示すこと。
- c. 堰堤体積の70%以上に対し、ダブルウォール型式の場合は現採土砂・礫を、鋼製枠型式の場合は現採の礫を中詰材として利用できる根拠について、具体的に記載した資料を提出すること。また、施工方法が複数ある場合において、施工方法ごとに根拠が異なる場合については、各々の施工方法について根拠を示すこと。申込製品の型式および中詰材の礫径をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。

(76)認定基準 4-1-3.(84)については、以下の項目について証明すること。

- a. 寸法形状、材質など、製品仕様について具体的に記載した資料を提出すること。
- b. 施工方法について、具体的に記載した資料を提出すること。また、施工方法が複数ある場合は、各々について示すこと。
- c. 常時は、流水や砂礫を流下させ、河床低下や海浜後退を抑制することの根拠について、具体的に記載した資料を提出すること。
- d. 動植物の移動を妨げない根拠について、具体的に記載した資料を提出すること。また、施工方法が複数ある場合において、施工方法ごとに根拠が異なる場合については、各々の施工方法について根拠を示すこと。

(77)認定基準 4-1-3.(85)については、以下の項目について証明すること。

- a. 寸法形状、材質など、製品仕様について具体的に記載した資料を提出すること。
- b. 施工方法について、具体的に記載した資料を提出すること。また、施工方法が複数ある場合は、各々について示すこと。
- c. かご体積の70%以上に対し現採土砂・礫を中詰材として利用できる根拠について、具体的に記載した資料を提出すること。また、施工方法が複数ある場合において、施工方法ごとに根拠が異なる場合については、各々の施工方法について根

拠を示すこと。

(78)認定基準 4-1-3.(86)については、再生材料供給事業者の発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、配合率をそれぞれエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。

(79) 認定基準 4-1-3.(87)については、次の証明を行うこと。

- ・寸法形状、材質など、製品仕様について具体的に記載した資料を提出すること。
- ・施工方法について具体的に記載した資料を提出すること。また、施工方法が複数ある場合は各々について示すこと。
- ・植物で鋼矢板面を覆い隠すことが可能となる根拠について、具体的に記載した資料を提出すること。また、施工方法が複数ある場合において、施工方法ごとに根拠が異なる場合については、各々の施工方法について根拠を示すこと。

(80)認定基準 4-1-3.(88)については、供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率をそれぞれエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。また、漁礁の寸法形状、材質など、製品仕様について具体的に記載した資料を提出し、使用材料が海中に散在しないことを説明すること。

(81)認定基準 4-1-3.(89)については、第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果の証明書類をそれぞれ提出すること。

N. その他資材

N - 9 . 地盤改良材

(95)認定基準 4-1-3.(108)については、供給元が発行する原料証明書を添付すること。特に解体系石膏ボードを再利用する製品にあっては、第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果の証明書類を提出すること。

(96) 認定基準 4-1-3.(109)については、申込者は付属証明書へ本項目の適合の有無を記入すること。または、第三者試験機関または公的機関により実施された試験による適合証明を行うこと結果の証明書類をそれぞれ提出すること。アスベストの含有率の測定は「JIS A1481 建材製品中のアスベスト含有率測定方法」にしたがって実施すること。また、アスベスト含有の判定は平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」及び基発第 0821001 号「建材中の石綿含有率の分析方法に係わる留意事項について」に準拠して行うこと。

5-2 . 品質に関する基準の証明方法

M . 橋梁・河川・港湾用材

(121)認定基準 4-2-3.(139)については、該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。

(122)認定基準 4-2-3.(140)については、当該認定を受けていることの証明書を提出すること。

(123)認定基準 4-2-3.(141)については、「漁港・漁場の施設の設計の手引き」に従って設計

されたことを説明する書類を提出すること。

| | |
|--------------------|---------------------------------------|
| 2005年1月15日 | 制定 |
| 2005年2月23日 | 改定(4-1-3.L(75)、(76)、環境情報表示) |
| 2005年5月13日 | 改定(4-1-3.(35)、(94)、5-1-3.(73)、環境情報表示) |
| 2005年9月8日 | 改定(用語の定義) |
| 2006年4月28日 | 改定(用語の定義、環境に関する基準、別表1、別表4など) |
| <u>2006年10月19日</u> | <u>改定(環境に関する基準、別表1、別表4など)</u> |
| 2010年1月14日 | 有効期限 |

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定または商品類型の廃止を行います。

別表 1 対象製品





| 対 象 名 | | | |
|--------------|---|--------------------------|-------------------------------------|
| 木材 | | (1) 木製タイル・ブロック | |
| 鉄鋼建材 | | (2) 透水性鋼矢板 (3) 低排土鋼管杭 | |
| コンクリート 材料 | 骨 材 | 溶融固化物骨材 | (4) 一般廃棄物、下水汚泥等の溶融固化物を用いたコンクリート用細骨材 |
| | | スラグ骨材 | (5) JIS A5011-1 高炉スラグ骨材 |
| | | | (6) JIS A5011-2 フェロニッケルスラグ骨材 |
| | | | (7) JIS A5011-3 銅スラグ骨材 |
| | (8) JIS A5011-4 電気炉酸化スラグ骨材 | | |
| | 再生骨材 | (9) 再生骨材 | |
| セメント | (10) JIS R5210 ポルトランドセメント (11) JIS R5211 高炉セメント (12) JIS R5213 フライアッシュセメント (13) JIS R5214 エコセメント | | |
| 混和材 | (14) JIS A 6206 高炉スラグ微粉末 (15) JIS A 6201 フライアッシュ (16) JIS A 6207 シリカフューム | | |
| コンクリート 製品 | (17) JIS A5371 プレキャスト無筋コンクリート製品 類 (18) JIS A5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品 類、 類 (19) JIS A5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 (20) JIS A5409 鉄筋コンクリート組立塀構成材 (21) JIS A5412 プレストレストコンクリートダブルTスラブ (22) JIS A6511 空洞プレストレストコンクリートパネ | | |
| 舗装用材 | (23) ゴム製舗装材 (24) ゴム粒子入り凍結抑制舗装材 (25) 再生路盤材および再生アスファルト混合物 | | |
| 造園・緑化材 | (26) 植生マット (27) 植生シート (28) 植生ネット (29) 肥料袋付き植生ネット (30) プランター（小型家庭用を除く） (31) 表示板（名札は「日用品」で扱う） (32) 樹木根囲い保護材 (33) 水辺緑化資材 (34) 樹木保護材・芝生保護材 (35) 擬木 | | |

| | | |
|----------|-----------|--|
| 造園・緑化材 | | (36) <u>ベンチ・スツール・テーブル(コンクリート製、または施工によりコンクリートの基礎などに固定するもの)</u> (37) スプリンクラー(灌水パイプなど) (38) 組立ガラス温室 (39) パーゴラ (40) あずまや (41) 水のみ (42) シェルター (43) トレリス (44) 人工芝生 (45) 街路材(デザインフェンス) (46) 根茎調節資材(雑草抑制シート、見切り材) (47) 人工造園材料 (48) 保護材(弾性保護材) (49) 車止め (50) 擬石 |
| 道路標識・区画線 | 道路標識板 | (51) 道路標識板 |
| | 道路標識用材 | (52) 道路鋏 (53) 視線誘導標(スノーポール) (54) デリネーター (55) 道路標識柱・道路反射鏡 (56) 道路標識板・ガードレール保護材 |
| | 区画線 | (57) 路面表示塗料用ガラスビーズ |
| 仮設材 | 足場・棧橋等 | (58) 覆工板 (59) 仮設道路用マット (60) 道路用マット |
| | 型枠等 | (61) 円形・角形型枠 (62) 化粧型枠 |
| 道路用材 | 道路照明 | (63) 低誘虫性道路照明 (64) 高欄照明 |
| | 高性能騒音低減装置 | (65) 高性能騒音低減装置 |

| | | |
|------------|-------------|---|
| | その他の道路用材 | (66) 遮音壁 (67) 歩道用横断防止柵 (68) 転落防止柵 (69) 地区別道路用コンクリート製品 (70) 旧建設省規格側溝ふた (71) ロング U・ニューロング U (72) その他の道路用コンクリート製品 (73) 自由勾配側溝 (74) JIS A5345 道路用鉄筋コンクリート側溝 |
| 道路用材 | その他の道路用材 | (75) その他の側溝 (76) 円形水路 (77) エクステリアコンクリート (78) 集水・雨水・汚水ます類 (79) コンクリート境界くい (80) グレーチング (81) 高性能透光板 (82) ハンプ |
| 上・下水道材 | 雨水浸透施設 | (83) 浸透ます (84) 浸透マンホール (85) 浸透井 (86) 浸透管・浸透トレンチ管 (87) 雨水貯留型浸透多孔板溝 (88) 浸透ボックスカルバート (89) 雨水浸透槽 |
| | 再生硬質塩化ビニル製品 | (90) AS-58 排水用リサイクル硬質塩化ビニル管 (91) AS-62 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (92) PMMS300 硬質塩化ビニル製ます・マンホール用リサイクル三層立上がり部 |
| 橋梁・河川・港湾用材 | | (93) 防げん材・ゴム製タラップ (94) 港湾築堤マット (95) 蛇かご (96) 特殊型ふとんかご (97) 不透過型鋼製砂防堰堤 (98) 透過型鋼製砂防堰堤 (99) 鋼矢板護岸緑化用植栽フィン (100) 漁礁 |

| | |
|-------|---|
| その他資材 | (101) ドレーン材 (102) 緑化基盤材 (103) 埋戻材 (104) のり面防護網 (環境配慮型落石防止工、環境配慮型のり面崩落防止工) (105) 非塩素系凍結防止剤・防滑材 (106) 埋設標識シート (107) 地中埋設ケーブル保護管 (108) 止水板 (109) 目地材、目地板 (110) 地盤改良材 |
|-------|---|

別表 4 環境情報表示

| 対 象 製 品 | 環 境 情 報 表 示 | 表 示 |
|---|--|--|
| 橋梁・河川・港湾用材のうちの 不透過型鋼製砂防堰堤 (ダブルウォール式) | (下段表示) 現地発生土砂・礫を %中詰利用 または 現地発生土砂・礫を 70%以上中詰利用 |  現地発生土砂・礫を〇%中詰利用 |
| 橋梁・河川・港湾用材のうちの 蛇かご 特殊型ふとんかご <u>港湾築堤マット</u> | * に再生材料配合率を記載すること (整数値 1 桁目以下切り捨て)。 *同一商品区分内で該当再生材料の配合率 が異なる場合、同一商品区分の最低値を記 載すること。 |  現地発生土砂・礫を70%以上中詰利用 |
| 上記以外の再生材料を使用した 対象製品 | (下段表示) 再生材料を使用 % 粗骨材、セメント または 再生材料を使用 %以上 粗骨材、セメント *使用した再生材料名、 にその配合率を 記載すること(製数値 1 桁目以下切り捨 て)。 *使用した再生材料が複数種類の場合は、 配合率の多い順に上位 2 種類を記載し、 には再生材料の合計の配合率を記載する こと(製数値 1 桁目以下切り捨て)。 *同一商品区分内で該当再生材料の配合率 が異なる場合、同一商品区分の最低値を記 載すること。 * は、使用した再生材料の製品全体に対 する質量割合を挿入(小数点以下切り捨て) |  再生材料を使用 〇% 粗骨材、セメント  再生材料を使用 〇%以上 粗骨材、セメント |